（様式第４－２号）

山形市立病院済生館新病院整備基本設計業務 前編

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第１条 当共同企業体は、山形市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する山形市立病院済生館新病院整備基本設計業務 前編(当該業務内容の変更に伴う業務及び管理者が発注する業務に付帯する業務を含む。以下「業務」という。)を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

第２条 当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　(代表企業の所在地)　　　　　　　　　に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第４条 当企業体は、 年 　　　月 　　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月

を経過するまでの間は解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に

係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 　在 　地

法人名又は事業者名 代表者名

所 　在 　地 法人名又は事業者名

代表者名

(代表者の名称)

第６条 当企業体は、　　　　　(代表企業の法人名又は事業者名)　　　　　を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　当企業体の構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和４５年法律第４８号) 第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業以外の構成員であるーの企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務等)

第８条 各構成員が分担し、及び協力して履行する業務は、次のとおりとする。ただし、業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて変更があるものとする。

⑴　分担業務(各構成員が、分担して履行する業務をいう。以下同じ。)

　　　　　（分担する業務名) 業務 　　(担当する企業の法人名又は事業者名)

　　　　　（分担する業務名) 業務 　　(担当する企業の法人名又は事業者名)

⑵　協力業務(各構成員が、協力して履行する業務をいう。以下同じ。)

　　　　　（協力する業務名）業務　　 (法人名又は事業者名) 、(法人名又は事業者名)

２　分担業務及び協力業務(以下「分担業務等」という。)の価額については、次条に規定する運営委員会において別に定める。

(運営委員会)

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表等によりそれぞれの分担業務等の進捗を図り、

委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　 (金融機関名)　　　 　　　(本・支店名)　　　とし、

代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務等を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合において は、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務等を完了す るものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産し、又は解散した構成員の分担業務等を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、引き渡した当該業務につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあった場合、各構成員は、共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　（代表企業の法人名又は事業者名)　　ほか　社は、上記のとおり山形市立病院済生館新病院整備基本設計業務 前編 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自1通を保有するとともに、1通を管理者に提出するものとする。

令和　　　年　　 月 　　日

所　在　地

法人名又は事業者名

代表者名 印

所　在　地

法人名又は事業者名

代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印